

公認審判員活動について確認

2022年10月24日

(一社)日本拳法競技連盟

審判団団長 高 信志

1. 公認審判員

(一社)日本拳法競技連盟審判団が実施する、所定の公認審判員講習会を受講し、全国統一競技規則筆記試験に合格し、更新手続きを済ませた者。

2. 公認審判員の活動

(一社)日本拳法競技連盟が主催又は後援する各県連盟・各職域団体が開催する日本拳法の公式試合に際して、各主催団体より審判員派遣依頼を受け、「危害予防」「同一条件」という日本拳法試合基本精神に則って制定されている「日本拳法競技規則」を順守し審判任務に当たる。

3. 審判団長、副団長、審判団役員

(一社)日本拳法競技連盟各本部役員は、各主催団体よりの「審判員派遣依頼」を受け、公認審判員の中で、万全の審判員構成で臨み、各試合ごとに後進である選手たちが精一杯の技量を発揮した試合になる様、全力で審判の任に当たる事ができる審判編成をする。

4. 更新手続きのお願い

春先の時期等の事由で、公認審判員講習会・統一筆記試験を未だ受講されていない方で、公認審判員更新を希望される方は、年内に各本部審判団へお問い合わせください。お問い合わせが無い場合は、更新の意志が無いとして自動的に退団となります。

未更新の方は、選手の安全確保上、呉々も審判実務に関わることは禁じます。

5. 各県本部・各職域団体の方に於かれましては、大会・公式試合の開催に際しては、

(一社)日本拳法競技連盟 web サイトにあります「大会後援依頼書」と共に、

「大会審判員派遣依頼書」を必ずご送信ください。

(一社)日本拳法競技連盟公認審判員がご協力させていただきます。